

滋賀県社会教育委員連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、滋賀県社会教育委員連絡協議会という。

(組織)

第2条 この会は、県および市町社会教育委員で組織する。

(事務所)

第3条 この会の事務所を滋賀県教育委員会生涯学習課内におく。

(目的)

第4条 この会は、社会教育委員が相互に連絡連携し、社会教育の振興発展をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 社会教育委員の職務を遂行するために必要な連絡協議および研修会の開催
- 2 社会教育振興のための調査、研究
- 3 社会教育に関する資料および情報の交換
- 4 その他社会教育振興に必要と認められる事業

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----|---------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理事 | 県および各市町委員代表1名 |
| 監事 | 2名 |

(役員を選出および任期)

第7条 会長、副会長は、理事の互選とする。

2 監事は、県および市町委員の中から理事会において選出する。

3 役員任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を統括し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故のあるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の運営および執行（規約の改廃その他重要事項についての審議決定を含む。）にあたる。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(会議)

第9条 理事会は会長が招集し、会議の運営にあたる。

2 理事会は構成員の半数以上の出席を必要とし議事は出席者の過半数で決定する。

(事務局)

第10条 この会に、事務局をおき、事務局長その他必要な職員は会長が委嘱する。

(経理)

第11条 この会の経費は、負担金、寄附金、補助金およびその他の収入をあてる。

2 この会の、会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。

(雑則)

第12条 この規約に定めない事項については、理事会にはかり決定する。

(付則)

この規約は、昭和49年3月27日より施行する。

この規約は、平成元年4月1日より施行する。

この規約は、平成22年7月14日より施行する。

この規約は、令和2年4月1日より施行する。